評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観点	評価内容	評 価
団体のあり方	(財)島根県文化振興財団は、公の指定管理施設の管理等を運営の中心として、県と補完し合いながら、県内全域を対象として県域文化支援事業等の幅広い文化事業も総合的に展開している。また、県内の文化施設への文化情報のネットワーク化、文化団体への育成・支援、文化交流等、本県文化振興の中核を担っている。管理する施設を地域の活動拠点として、県と補完しながら各事業展開を実施している。今後も、本県の文化振興を推進していく上で、財団の果たす役割は重要であり、今後も積極的な取り組みが必要である。	А
組織運営	本年度、財団で管理する3施設の指定管理の見直しが実施されるなど、組織的・経営的には不安定な要素も存在している。財団の受託する指定管理施設等が、松江市、益田市、江津市と地理的にもかなり離れているため、施設間、職員間の協力体制、コミュニケーションなど意思疎通がますます重要となっている。また、実績を評価する必要性から、平成20年度から各指定管理施設ごとの自己評価を実施し、財団のHPで公表するなど独自の取り組みを実施している。 県の人的関与について (、自立的な運営がなされている。	В
事業実績	島根県及び島根県教育委員会が委託した4施設の管理運営について適切に行われるとともに、県の文化振興の中核として運用財産等を活用しながら、島根県文化振興指針に基づき幅広い文化事業が実施されている。各文化事業とも目的に沿って事業展開がなされており、ほぼ目標の事業が実施されている。	А
財務内容	基本財産、運用財産のすべてを県が出損し、単年度収入についても県への財政依存度が高い状況の中で、運用財産の取り崩し額は一定額を保っている。文化事業収入は、昨年度に比べ減少しているが、その内容は特に文化振興を図る必要があると思われる事業や青少年を対象とする事業に対して、無料若しくは安価な料金により政策的に鑑賞の機会の拡大を図ったことによるものである。 3施設の指定管理と1施設の管理受託、県から委託を受けた文化支援県の財政的関事業が財団の大きな財源で県への依存度は高いが、文化庁・外郭団与について 体事業等の県以外の助成金の活用や利用料収入の増加も積極的に図っているところである。	В

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

団体の経営評価 報告書における 総合評価につい て	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	自主・自立経営の強化	①公益認定と寄付金制度 の活用 ②自主事業の拡大	県財政が厳しい中であり、ネットワークを 駆使して情報収集に努め、他財源の活用によ り、事業を実施していく必要がある。
	能力・適性を正当に評価で きる人事制度の確立	①マネジメント能力の向上 策の実施 ②人事評価制度の導入 ③資格取得促進と研修強 化	文化事業の専門性から、能力・実力重視 の人事評価・処遇制度の導入とモチベーション 向上のための資格取得促進や研修実施が望ま しい。
	4つの分散した施設間の人事交流と円滑な業務運営	①人事異動ルールの完全 実施 ②地域バランスを考慮した 採用	財団で管理する施設間で定期的に話し合いの場を持ち、人事評価も含め、問題点を洗い出し、 着実に改善されることが望ましい。

総合コメント

財団法人島根県文化振興財団は、本県の文化振興の中核を担う団体として、県内全体を対象に運用財産、委託料、入場料、各種助成金等を財源としながら、財団単独で実施するほか、市町村、市町村教育委員会、報道機関等との共催や各種事業の支援などの方法で文化事業を実施している。

平成17年度の指定管理制度導入後、人員体制、給料制度など組織の見直しを行うことにより、人件費、管理経費などのコストの縮減を図る一方で、利用料収入、収益事業の改善に努めながら、自立的かつ効率的な運営を図ってきたところであるが、安定的な運営を維持していくためには、分散した施設間の人事交流、協力体制の確保等に配慮していく必要がある。

今後も県民の多様なニーズに応え幅広い文化事業を実施していくためには、これまで培ってきた事業の実績を生かして、県以外から の各種助成制度、事業受託等にも積極的に取り組みを行っていく必要がある。